

第3次神栖市総合計画 令和5年度～令和8年度

# 魅力ある誇れる 神栖市を目指して





第3次神栖市総合計画 令和5年度～令和8年度

# 魅力ある誇れる 神栖市を目指して



# 魅力ある誇れる 神栖市を目指して



## ごあいさつ



神栖市長 石田 進

本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少・少子高齢化の進行、産業の構造変化やグローバル化の進展、情報技術 DX (Digital Transformation) の急速な発展、資源・エネルギー及び環境問題の深刻化、自然災害の激甚化、国・地方に共通する厳しい財政状況、さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な流行等により、大きく変化しています。

加えて、地方創生による移住・定住の推進や、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取組の推進等、自治体に期待される役割も変化しております。

このような中、従来から取り組んできた地域医療体制の整備や安全・安心なまちづくり、雇用環境や子育て支援のより一層の充実、教育環境の整備、全



国的な知名度及び地域活力の向上等を推進するため、今般、令和5年度からの4か年を計画期間とする「第3次神栖市総合計画」を策定いたしました。

本計画では、将来像を「魅力ある誇れる神栖市を目指して」とし、将来像の実現に向けた多くの施策の中から、選択と集中による施策・事業の展開を図るべく、施策分野を横断して取り組むものとして「①防災・医療の安心プロジェクト」「②産業力強化プロジェクト」「③交流・移住・定住促進プロジェクト」「④子育て日本一プロジェクト」「⑤生涯いきいき・生きがい・健やかプロジェクト」の5つを「重点プロジェクト」と位置付けて取り組んでま

います。

今後も、市民と歩み、人々のつながり・結びつきを大切にするとともに、地域課題に果敢に挑戦してまいりますので、皆様のまちづくりへの積極的な参画と、より一層のご協力をお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたり、終始熱心にご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケートなどで貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様、および関係者の皆様には、衷心より感謝を申し上げます。

令和5年3月

# 目次

<b>第Ⅰ部 序論</b>	<b>1</b>
<b>第1章 計画策定の趣旨</b>	<b>2</b>
1. 計画策定の目的	2
2. 計画策定に当たっての基本的な考え方	2
3. 計画策定に当たって配慮すべき視点	3
4. 計画の進行管理・評価	4
5. 計画の構成と期間	5
<b>第2章 神栖市の現状と課題</b>	<b>6</b>
1. 神栖市の概要	6
2. 土地利用、道路・交通	8
3. 人口・世帯等	10
4. 市民意識調査	13
5. 神栖市の主なまちづくりの課題	15
<b>第Ⅱ部 基本構想</b>	<b>17</b>
<b>第1章 まちづくりの基本方針</b>	<b>18</b>
1. 将来像	18
2. まちづくりの理念	19
3. 施策の大綱	20
4. SDGsの本計画への位置づけによる実現	26
<b>第2章 計画の基本フレーム</b>	<b>28</b>
1. 将来人口	28
2. 土地利用の方針	29
<b>第Ⅲ部 基本計画</b>	<b>33</b>
<b>第1章 重点プロジェクト</b>	<b>34</b>
① 防災・医療の安心プロジェクト	36
② 産業力強化プロジェクト	37
③ 交流・定住・移住促進プロジェクト	38
④ 子育て日本一プロジェクト	39
⑤ 生涯いきいき・生きがい・健やかプロジェクト	40
<b>第2章 分野別計画</b>	<b>42</b>
<b>大綱1 医療・健康福祉</b>	<b>45</b>
基本目標 11 地域医療体制の確立と医療人材の育成・確保をはかる	46
施策 111 医療	
基本目標 12 子どもを産み育てやすい環境を整える	50
施策 121 子ども・子育て支援	

基本目標 13 健康でひとにやさしいまちを目指す	54
施策 131 保健	
施策 132 社会保障	
施策 133 地域福祉	
施策 134 障がい福祉	
施策 135 高齢者福祉	
<b>大綱 2 生活環境</b>	<b>67</b>
基本目標 21 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくる	68
施策 211 防災・危機管理	
施策 212 消防・救急活動の推進	
施策 213 防犯	
施策 214 交通安全	
施策 215 消費者行政	
施策 216 墓地・火葬場	
基本目標 22 豊かな自然と環境を守り・活かすまちをつくる	81
施策 221 環境保全・公害防止	
施策 222 廃棄物対策	
<b>大綱 3 産業</b>	<b>87</b>
基本目標 31 新たな成長と雇用を生み出す基盤を整える	88
施策 311 企業誘致	
施策 312 雇用・労働環境	
基本目標 32 地域の強みを活かした産業・観光を育てる	92
施策 321 農業	
施策 322 水産業	
施策 323 商工業	
施策 324 観光	
<b>大綱 4 都市基盤</b>	<b>103</b>
基本目標 41 拠点機能を強化し、まちの活力と魅力を高める	104
施策 411 拠点・市街地整備	
施策 412 公共交通	
施策 413 空き家対策	
施策 414 地籍調査	
基本目標 42 良好な居住環境を整える	113
施策 421 道路・河川	
施策 422 公園・緑地	
施策 423 景観	
施策 424 上水道	
施策 425 生活排水	
施策 426 雨水	

<b>大綱5 教育・文化</b> .....	127
基本目標 51 充実した教育環境を整える .....	128
施策 511 就学前教育	
施策 512 学校教育	
基本目標 52 生涯にわたり学び続ける環境を整える .....	135
施策 521 生涯学習	
施策 522 芸術・文化	
施策 523 スポーツ・レクリエーション	
<b>大綱6 地域づくり</b> .....	143
基本目標 61 住民同士がつながりを深め、 安心感のある地域コミュニティをつくる .....	144
施策 611 市民協働・地域コミュニティ	
施策 612 移住・定住・交流	
基本目標 62 多様な主体が力を発揮しやすい地域をつくる .....	149
施策 621 男女共同参画社会の推進	
施策 622 多文化共生	
施策 623 人権	
<b>大綱7 自治体運営</b> .....	157
基本目標 71 効率的でより開かれた自治体運営を目指す .....	158
施策 711 広報・広聴	
施策 712 行政運営	
施策 713 財政運営	
施策 714 公共施設等管理	
施策 715 広域行政	
<b>第3章 各分野の計画等</b> .....	170
<b>資料編</b> .....	173
1. 施策とSDGs ゴールとの相関 .....	174
2. 施策と設定指標一覧 .....	176
3. 各種市民調査等の概要 .....	178
4. 策定経緯 .....	191
5. 審議会委員名簿 .....	192
6. 諮問・答申 .....	193



---



第I部  
序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 神栖市の現状と課題

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の目的

神栖市総合計画は、本市が目指すべき将来像やまちづくりの方向性を定める計画であり、その実現に向けてのまちづくり推進のための指針となるものです。

前総合計画（第2次神栖市総合計画）では、将来像を「みんなでつくる新しい神栖市 ～かみすを好きな人があふれるまちを目指して～」として、医療・福祉の充実、防災対策の充実、日本一を目指した子育て支援の充実や教育環境の整備、企業誘致等の産業振興など、市民との協働のもと、総合的にまちづくりに取り組んできました。

この間、全国的に人口減少・少子高齢化は進行し、産業の構造変化やグローバル化の進展、情報技術 DX（Digital Transformation）の急速な発展、資源・エネルギー及び環境問題の深刻化、自然災害の激甚化、国・地方に共通する厳しい財政状況、さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、本市を取り巻く社会経済の状況は大きく変化しています。

本市では、このような厳しい状況に適切に対処し、これまでのまちづくりの蓄積と豊富な地域資源を活かしながら、将来を見据えた持続可能なまちの発展を目指し、計画的・総合的にまちづくりを推進していく必要があります。そのための本市における最上位計画として「第3次神栖市総合計画」を策定するものです。

## 2. 計画策定に当たっての基本的な考え方

第3次計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方として取組を進めていきます。

### (1) 地域の連携・共創を進める計画

計画の着実な推進に向けては、市をはじめ市民、団体、企業等が、まちづくりの方向性を共有し、参加・協力を進めていくことが重要であることから、市が目指すべき将来像を、市民目線に立って分かりやすく示し、連携・共創を促進する計画とします。

また、地球規模での持続的な発展を目指す SDGs の枠組みを取り込み、持続可能なまちづくりを意識した計画とします。

### (2) まちづくりの進捗や目指す成果が分かりやすい計画

施策や事業の着実に効果的な実施に向けては、その有効性・効率性を継続的に高めていける評価・検証の仕組みが必要となります。施策体系の整理と合わせて、施策評価や事業評価の体系の整理・改善を行い、まちづくりの進捗や目指す成果が分かりやすい計画とします。

### (3) 政策課題解決に向けた適切な方策の設定と重点的な取組の実行性を重視した計画

国・県の政策の動向、市の強みや市民ニーズの把握分析を通じて、政策課題の優先順位、施策のスクラップ&ビルドを意識しながら、より適切な解決方策を設定するとともに、全庁一丸となって重点的に取り組む方向性を明らかにする計画とします。

### 3. 計画策定に当たって配慮すべき視点

本計画は、次の視点に配慮した計画とします。

#### (1) 地域の連携によるまちづくりの推進

人口減少、少子高齢化が進み、地域活力の低下が進むことが懸念される中、市が重点的に取り組んでいる交流・定住促進、産業力強化、子育て、安全・安心の分野において、地域の連携が一層重要となります。

#### (2) 成長と成熟が調和した持続可能性の高いまちづくりの推進

少子高齢化や、経済のグローバル化の進展、地球温暖化等環境問題の深刻化など、地球規模での社会・経済・環境の持続性が問われている中、本市においても、産業基盤や自然・文化・スポーツ等の豊富な地域資源を強みとして活かしながら、成長と成熟が調和した持続可能性の高いまちづくりを推進していくことが重要です。

#### (3) コロナ禍による社会変化に対応したまちづくりの推進

世界的なコロナ禍が続き、3密回避やリモート化等の生活様式や社会環境が変化する中、市民の健康と安全を確保し、経済活動を維持していく取組を円滑に進めていくことが求められています。

#### (4) デジタル技術の革新的な発展・変化への積極的な対応

DX、AI（人工知能）等、近年のデジタル技術の目覚ましい発展を、まちづくりに積極的に取り込み・活かしていくことが重要です。同時に、その急激な変化による不安や歪みを和らげる取組を丁寧に進めていくことが重要です。

#### (5) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す、2030年（令和12）を期限とする国際目標の達成に寄与するため、SDGsの理念や目標を踏まえた取組を進めていく必要があります。

#### SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27）の国連サミットで採択された、2030年（令和12）までに達成すべき持続可能な開発目標です。

貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

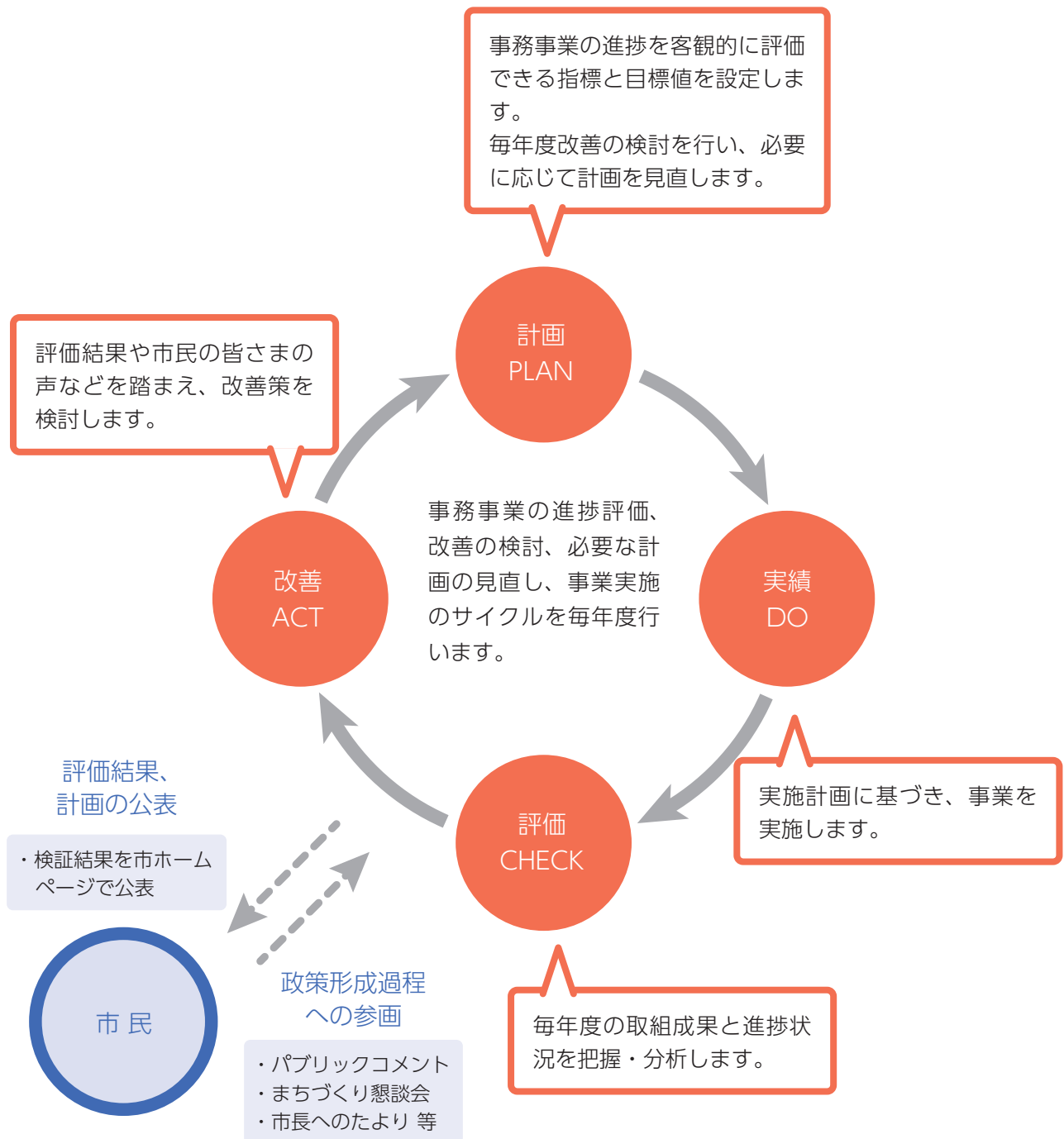


## 4. 計画の進行管理・評価

本計画に掲げた将来像の実現に向け、効率的かつ効果的に施策を展開していくため、計画の進行管理として「PDCA サイクル」の確立を図ります。

施策評価制度を活用し、毎年度、計画に定めた施策・事業について、具体的な目標（指標）の達成度に基づいて評価・検証を行います。施策の進捗・達成の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて目標（指標）の見直しを行うなど、継続的に施策評価制度の改善を図ります。

また、その結果を市民に公表し説明責任を果たすことで、市民のまちづくりへの意識を高めながら、実効性を高めていく計画を目指します。



## 5. 計画の構成と期間

### (1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

#### ①基本構想

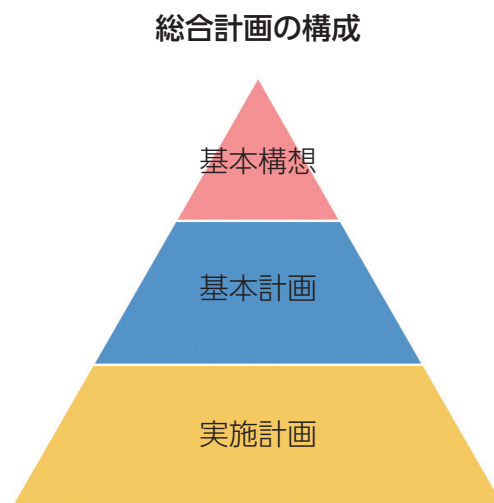
まちづくりの目標となる将来像やまちづくりの理念を示すとともに、その実現のための施策の体系を定めます。

#### ②基本計画

基本構想で定めた将来像を実現するために必要な施策を体系に定め、施策の具体的な目標や方向性を示します。

#### ③実施計画

基本計画に定めた施策ごとの目的を達成するために実施する具体的な方策を示すものとなり、毎年度の予算編成の指針としての役割を有します。



### (2) 計画の期間

昨今の急速に変化する社会情勢に機敏に対応する等の観点から、「基本構想」及び「基本計画」の計画期間を、令和5年度から令和8年度までの4ヵ年とします。また、「実施計画」の計画期間は3ヵ年とし、毎年度見直しを行います。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本構想	4ヵ年			
基本計画	4ヵ年			
実施計画	3ヵ年			
		3ヵ年		
			3ヵ年	

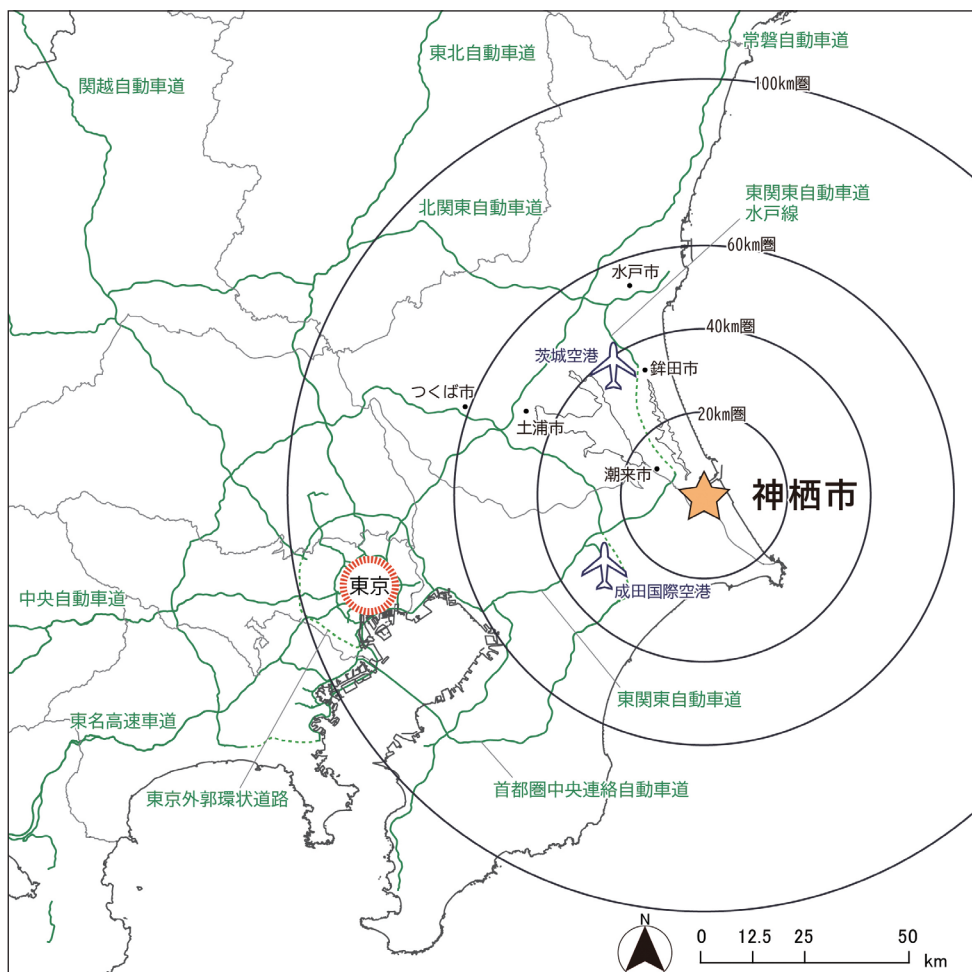
## 第2章 神栖市の現状と課題

### 1. 神栖市の概要

#### (1) 位置、概要

- 茨城県の東南端の鹿行地域に位置し、東側は太平洋に、南側・西側は利根川を経て千葉県に、北西側は鹿嶋市や潮来市に接した南北に長い形状をしています。本市の北東部一帯は鹿島港や鹿島臨海工業地帯が整備され、約180社の企業が集まり、総従業員数は約2万人、製造品出荷額は茨城県内第1位で国内屈指の工業地帯です。
- 温暖な気候を活かしたピーマン、正月飾りの千両・若松は全国第1位の出荷量を誇ります。
- 南部は波崎漁港を中心に漁業が盛んで、多彩な水産加工品が生産され特産品となっています。
- 本市は東京から100km、成田国際空港から約30kmの距離にあります。2015年（平成27）に東関東自動車道と常磐自動車道が圏央道（首都圏中央連絡自動車道）により結ばれたことで、東京へのアクセスは格段に向上し、時間距離にして約1時間40分となっています。
- 本市は、鹿嶋市、潮来市、銚田市、行方市の4市とともにJリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとなっています。また年間約30万人が訪れるスポーツ合宿の聖地として全国に知られています。

[本市の広域的な位置]



## (2) 地勢・気候

- 本市は、砂礫の堆積層と新旧の砂丘や沖積平野から成り立っています。
- 市域のほとんどを占める平坦な砂礫の堆積層は、古くから建設資材として活用されており、その平坦な地形は、大規模開発に適した地として、鹿島開発が行われました。
- 利根川や常陸利根川に面した沖積平野である低湿地は、古くから掘り下げ田等の水田として利用されており、集落も形成され、下利根地方の水運の拠点ともなっていました。
- 本市の形状は南北に細長く、総面積は 146.97km<sup>2</sup>で、東側は臨海工業地帯、西側に農業地帯が広がっています。市を南北に走る国道 124 号に接する溝口地区には、市役所など公共機関が集中しており、大野原、知手地区には商業施設が集積しています。
- 気候は海洋性気候に属し、四季を通じて雨量が少なく寒暖差の少ない比較的温暖な地域です。こうした気候からアウトドアスポーツが盛んで、太平洋に面していることから、海水浴やサーフィンなどのマリンスポーツや、内陸部では、サッカー、テニスなど幅広いスポーツを楽しむことができます。

[周囲の主要な幹線交通網]

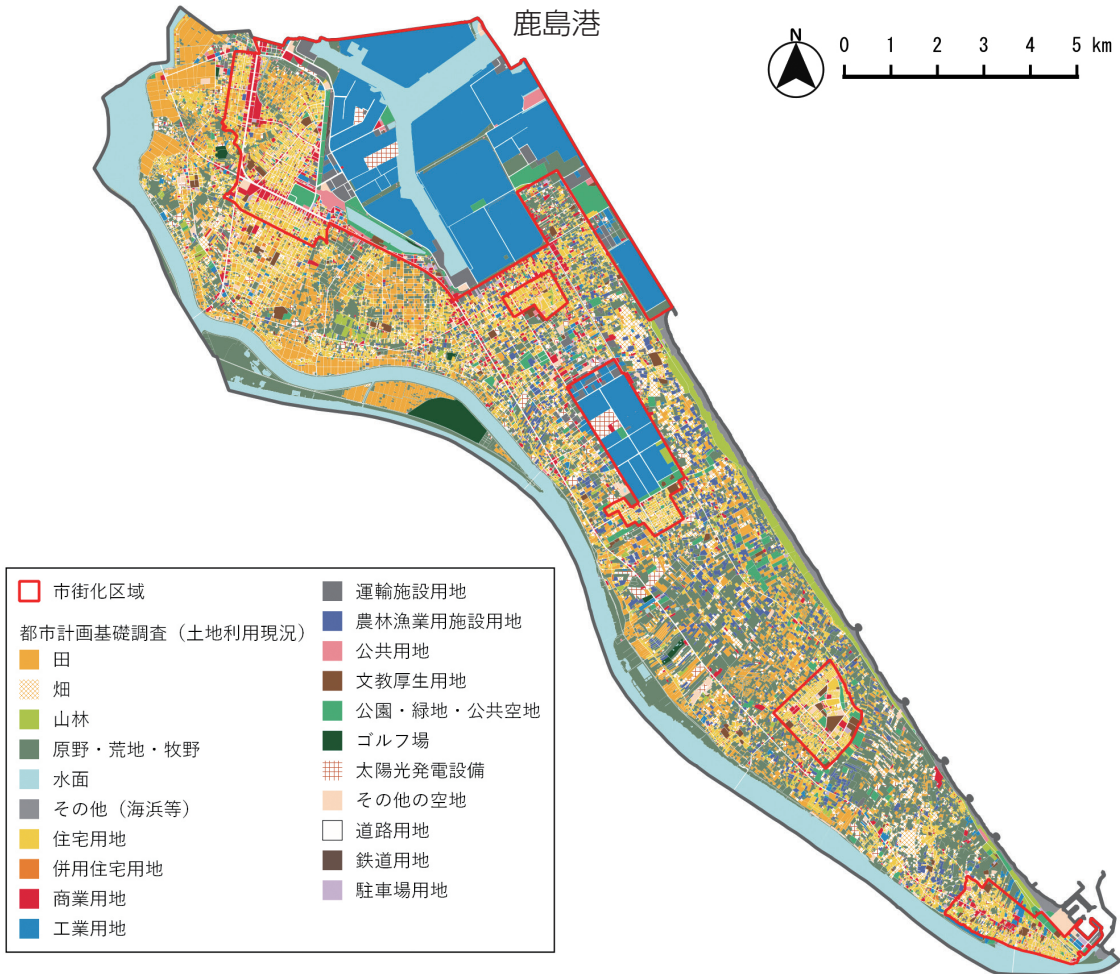


## 2. 土地利用、道路・交通

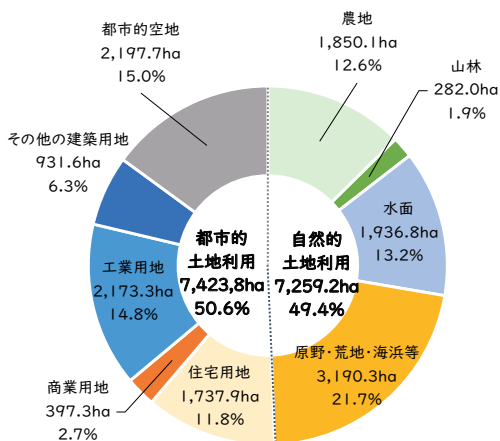
### (1) 土地利用

- 国道 124 号を基軸とした沿道型の商業・業務系、工業と漁業の拠点としての産業系、面的に広がる住宅系等の都市的土地利用と、優良農地や河川等の自然的資源を活用した田園・緑地系などの自然的土地利用の均衡を保ちながら、環境にやさしい都市づくりの推進を基本としています。

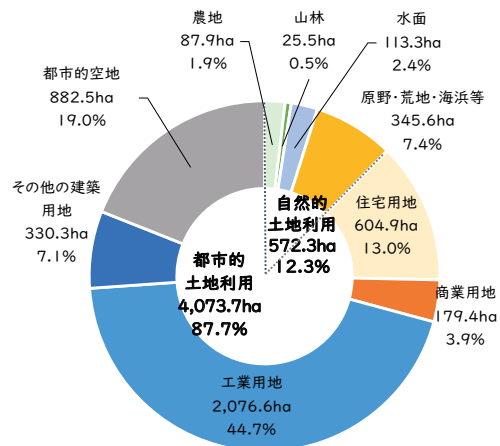
[土地利用現況図]



[行政区域]



[市街化区域]





## (2) 道路

- 市内を南北に縦断する国道124号が地域の中心的な道路であり、南は利根川を越えて千葉県銚子市で国道126・356号に接続しており、また、北は鹿嶋市で国道51号に接続し、水戸市を中心とする県央地域に連絡しています。
- また、国道124号からつながる県道水戸神栖線は、潮来ICで東関東自動車道に接続し、成田国際空港や東京都心部へとつながっています。このほか、市内幹線道路として、中央部には県道深芝浜波崎線、海岸部を通る市道1-9号線が、南北に長い市域の交通を補完しています。

## (3) 交通

### ① 高速バス・路線バス等

- 東京駅と連絡する高速バス路線は、関東鉄道、京成バス、JRバス関東の3社が乗り入れており、非常に利便性の高い広域交通手段となっています。
- 路線バスは、隣接する鹿嶋市及び銚子市へ接続し、海岸線、利根川線、海水浴場線の3路線が運行しています。また、市内中心部と小見川駅を連絡する朝夕・日中の2系統のコミュニティバスのほか、市内を4エリアに分け、エリア間移動も可能な乗合型デマンドタクシーを運行し、路線バスを補完しています。交通手段を持たない高齢者や高校生等の貴重な移動手段となっています。

### ② 鉄道

- 本市には旅客駅はなく、最寄り駅は、JR総武本線の銚子駅、JR成田線の椎柴駅、下総橘駅、小見川駅、JR鹿島線の潮来駅、鹿島神宮駅となっています。



### 3. 人口・世帯等

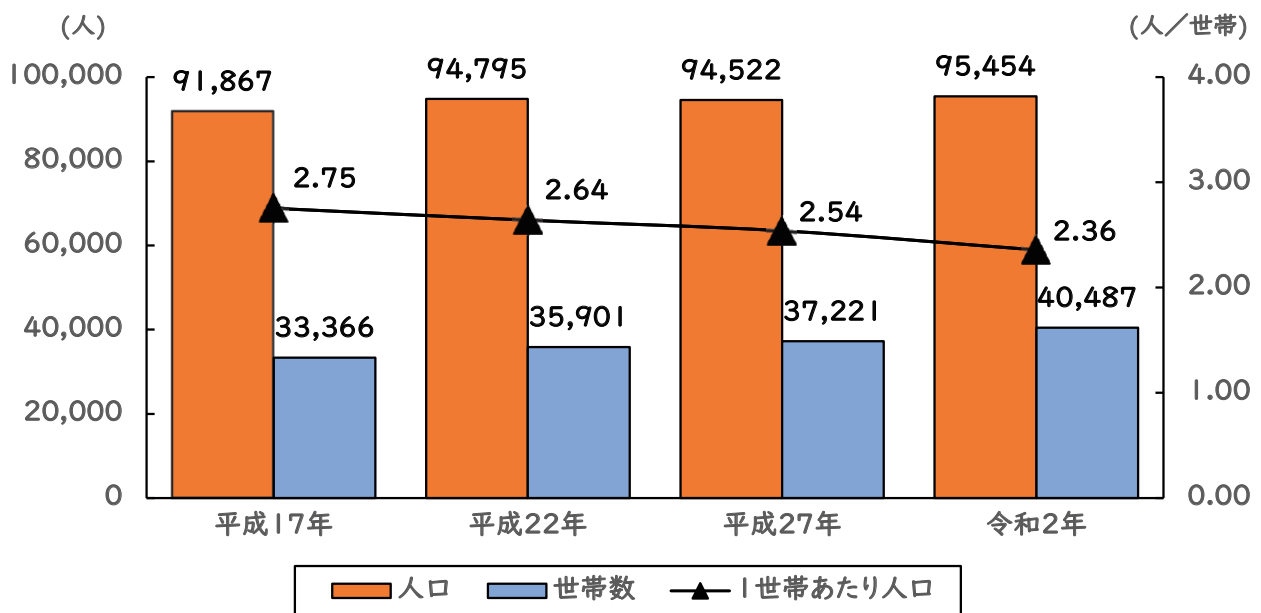
#### (1) 人口・世帯数

- 2020年（令和2）国勢調査によると、本市の人口は95,454人となっています。直近の2015年（平成27）から2020年（令和2）は増加しましたが、その前の2010年（平成22）から2015年（平成27）にかけては減少しており、増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移しています。茨城県全体では、既に2000年（平成12）には、人口減少傾向に転じています。
- 2020（令和2）年の世帯数は40,487世帯、1世帯あたり人口は2.36人となっています。世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたり人口は減少傾向にあります。茨城県と比較すると、1世帯あたり人口が少なく、核家族世帯やひとり暮らし世帯の割合が高いことがうかがえます。

（単位：人、世帯）

		2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)	2020年 (令和2)
神栖市	人口	91,867	94,795	94,522	95,454
	世帯数	33,366	35,901	37,221	40,487
	1世帯あたり人口	2.75	2.64	2.54	2.36
茨城県	人口	2,975,167	2,969,770	2,916,976	2,867,009
	世帯数	1,032,476	1,088,411	1,124,349	1,184,133
	1世帯あたり人口	2.88	2.73	2.59	2.42

資料：国勢調査



## (2) 年齢3区分人口

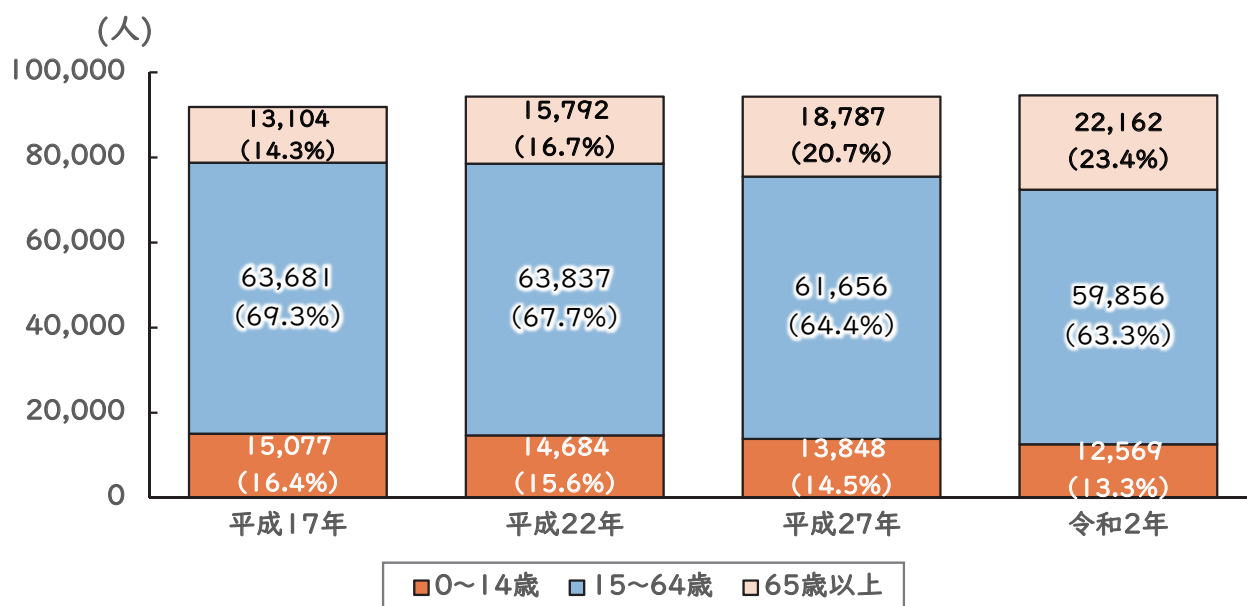
- 2020年（令和2）の国勢調査によると、本市の年齢3区分別人口については、年少人口（14歳以下）は12,569人（13.3%）、生産年齢人口（15歳～64歳）は59,856人（63.3%）、高齢者人口（65歳以上）は22,162人（23.4%）であり、年少人口及び生産年齢人口は減少の傾向、高齢者人口は増加の傾向が続いており、人口が横ばいで推移する中においても、少子高齢化は確実に進行しています。
- 茨城県においても少子高齢化の傾向は進行しており、2020年（令和2）の高齢化率は29.9%、年少人口率は11.9%となっています。

（単位：人、%）

		2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)	2020年 (令和2)
神栖市	65歳以上 (高齢者人口)	13,104 (14.3%)	15,792 (16.7%)	18,787 (20.7%)	22,162 (23.4%)
	15～64歳 (生産年齢人口)	63,681 (69.3%)	63,837 (67.7%)	61,656 (64.4%)	59,856 (63.3%)
	0～14歳 (年少人口)	15,077 (16.4%)	14,684 (15.6%)	13,848 (14.5%)	12,569 (13.3%)
	計	91,867	94,795	94,522	94,587
茨城県	65歳以上 (高齢者人口)	576,272 (19.4%)	665,065 (22.5%)	771,678 (26.8%)	839,907 (29.9%)
	15～64歳 (生産年齢人口)	1,974,159 (66.4%)	1,891,701 (64.0%)	1,747,312 (60.6%)	1,638,165 (58.3%)
	0～14歳 (年少人口)	422,913 (14.2%)	399,638 (13.5%)	364,351 (12.6%)	333,741 (11.9%)
	計	2,975,167	2,969,770	2,883,341	2,811,813

\*総人口は年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。

資料：国勢調査



### (3) 就業構造

- 2020年（令和2）の国勢調査によると、本市の就業人口総数は46,715人となっており、2010年（平成22）をピークに減少傾向が続いています。茨城県や国では、2005年（平成17）以降、減少傾向となっています。
- 産業別就業者比率を見ると、第1次産業は減少、第2次と第3次産業は増加の傾向にあります。第2次産業については、国や県が減少傾向にある中、本市は比率、実数ともに増加傾向が続いており、鹿島臨海工業地帯を有する本市の特徴が見られます。

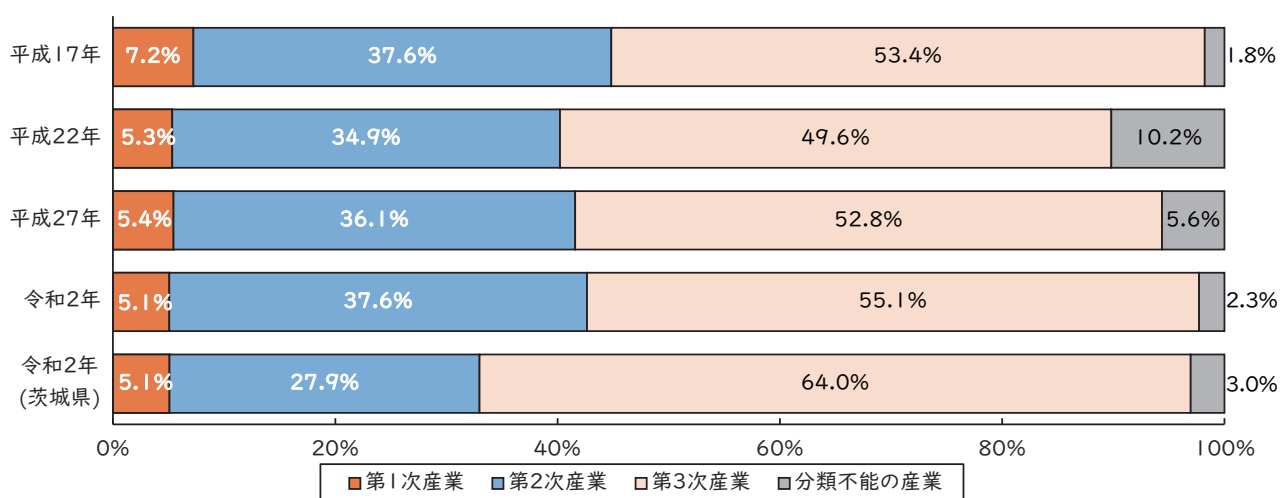
（単位：人）

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	就業人口総数
神 栖 市	2005年（平成17）	3,378	17,580	24,964	836	46,758
	2010年（平成22）	2,521	16,542	23,516	4,825	47,404
	2015年（平成27）	2,554	16,965	24,784	2,643	46,946
	2020年（令和2）	2,362	17,560	25,724	1,069	46,715
茨 城 県	2005年（平成17）	108,019	443,203	888,758	21,580	1,461,560
	2010年（平成22）	82,873	401,004	863,268	73,036	1,420,181
	2015年（平成27）	78,996	399,707	864,715	57,266	1,400,684
	2020年（令和2）	69,281	380,140	872,083	41,440	1,362,944
全 国	2005年（平成17）	2,965,791	16,065,188	41,328,993	1,146,001	61,505,973
	2010年（平成22）	2,381,415	14,123,282	39,646,316	3,460,298	59,611,311
	2015年（平成27）	2,221,699	13,920,834	39,614,567	3,161,936	58,919,036
	2020年（令和2）	1,962,762	13,259,479	40,679,332	1,741,652	57,643,225

資料：国勢調査

\* 就業人口総数には「分類不能の産業」を含むため、合計が一致しない場合があります。

\* 産業大分類は次のとおり。第1次産業：「農業」、「林業」、「漁業」。第2次産業：「鉱業」、「建設業」、「製造業」。第3次産業：前記及び「分類不能の産業」以外の産業。



## 4. 市民意識調査

### (1) 調査概要

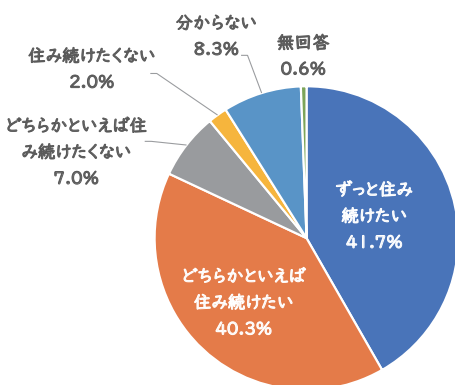
調査対象	神栖市在住の18歳以上の男女6,000人、無作為抽出
調査方法	紙面方式、WEB方式（インターネットによる配布・回答）の併用 無記名方式
調査期間	令和3年11月
回答数、回答率	回答数2,841票（紙面方式2,315票、WEB方式526票）、 回答率47.35%

### (2) 調査結果の概要

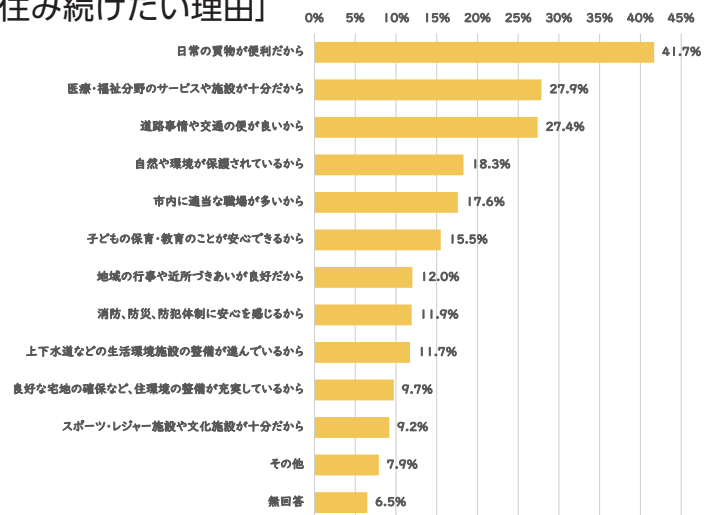
#### ① 定住意向とその理由

- 今後の本市への定住意向を尋ねたところ、「住み続けたい」（ずっと住み続けたい+どちらかといえば住み続けたい）は82.0%を占め、8割以上が住み続けたいと回答しています。ただし、年齢別にみると、若年層ほど「住み続けたい」の割合は低くなっており、10・20歳代では69.6%、30歳代では78.4%、40歳代では76.2%にとどまっています。
- 住み続けたい理由としては、「日常の買物が便利だから」が41.7%と最も多く、次いで「医療・福祉分野のサービスや施設が十分だから」が27.9%、「道路事情や交通の便が良いから」が27.4%となっています。この傾向は、年齢別、居住地区別でも概ね同様ですが、若年層（10・20～30歳代）では、最も多い「日常の買物が便利だから」に次いで、2番目に「子どもの保育・教育のことが安心できるから」が挙がっており、10・20歳代で32.3%、30歳代で33.8%となっています。

【定住意向】



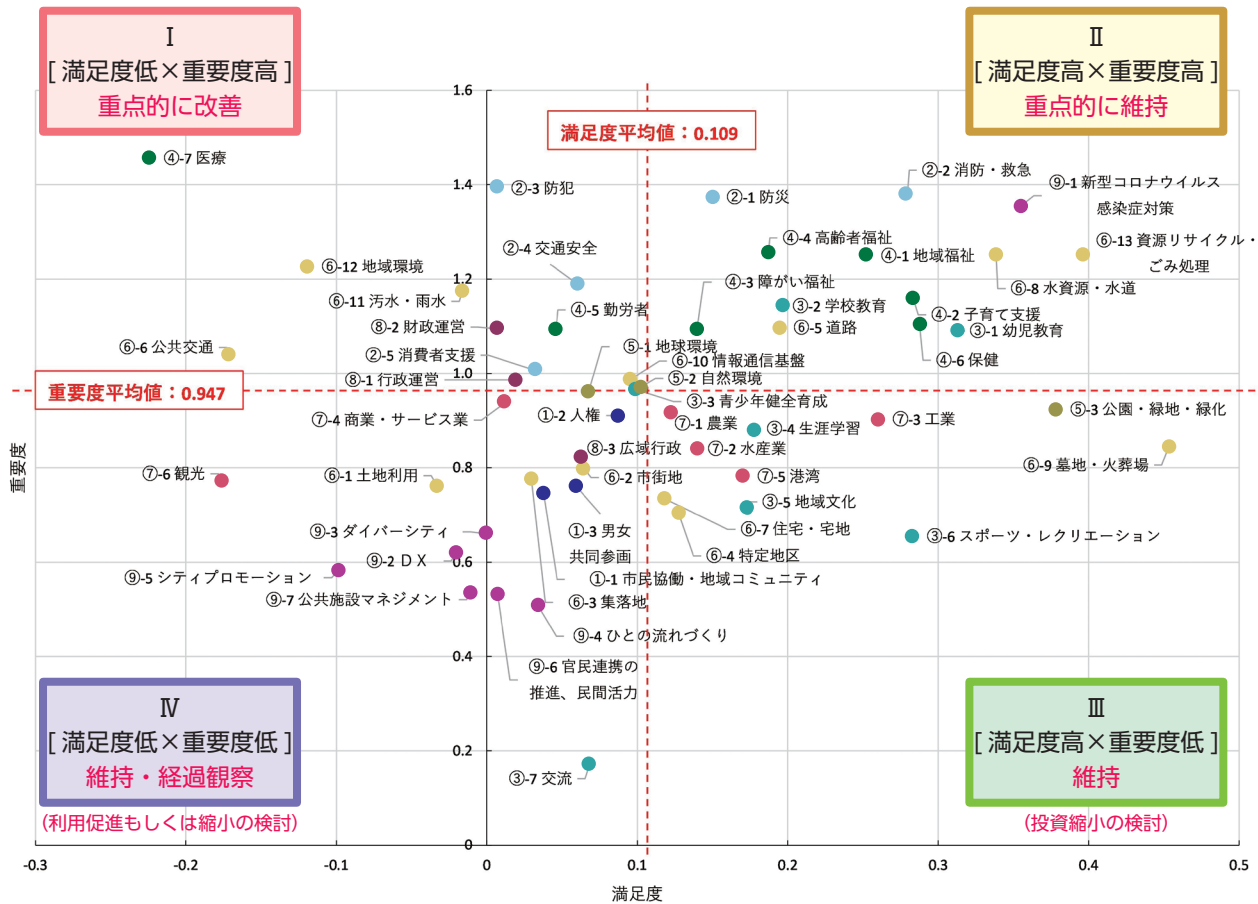
【住み続けたい理由】



#### ② まちづくりの取組に対する満足度・重要度

- 「第2次神栖市総合計画」に位置づけられている施策分野の取組や近年の社会動向への対応に関して、満足度と重要度を尋ねたところ、満足度の評価点の全体平均は0.109であり、満足が不満をわずかに上回るという結果でした。一方、重要度の評価点の全体平均は0.947でした。満足度と重要度の掛け合わせにより各取組を評価すると、より優先的・重点的な対応が求められる「低満足度×高重要度」の取組として、④-7 医療、⑥-12 地域環境などが挙がっています。（※注：丸数字は第2次神栖市総合計画での施策大綱の番号を、枝数字は施策の番号を表している。）

[まちづくりの取組に対する満足度・重要度]



- ①市民と協働のまちづくり      ●②安全性の高いまちづくり      ●③人を育み、若者を育てるまちづくり
- ④健康で人にやさしいまちづくり      ●⑤自然環境と調和したまちづくり      ●⑥くらしの質を高めるまちづくり
- ⑦産業活力にあふれたまちづくり      ●⑧健全な行財政のまちづくり      ●⑨近年の社会変化に対する取組

象限	対象施策		
<b>I</b> [満足度低×重要度高] 重点的に改善	②-3 防犯 ③-3 青少年健全育成 ⑤-1 地球環境 ⑥-10 情報通信基盤 ⑧-1 行政運営	②-4 交通安全 ④-5 勤労者 ⑤-2 自然環境 ⑥-11 汚水・雨水 ⑧-2 財政運営	②-5 消費者支援 ④-7 医療 ⑥-6 公共交通 ⑥-12 地域環境
<b>II</b> [満足度高×重要度高] 重点的に維持	②-1 防災 ③-2 学校教育 ④-3 障がい福祉 ⑥-5 道路 ⑨-1 新型コロナウイルス感染症対策	②-2 消防・救急 ④-1 地域福祉 ④-4 高齢者福祉 ⑥-8 水資源・水道	③-1 幼児教育 ④-2 子育て支援 ④-6 保健 ⑥-13 資源リサイクル・ごみ処理
<b>III</b> [満足度高×重要度低] 維持	③-4 生涯学習 ⑤-3 公園・緑地・緑化 ⑥-9 墓地・火葬場 ⑦-3 工業	③-5 地域文化 ⑥-4 特定地区 ⑦-1 農業 ⑦-5 港湾	③-6 スポーツ・レクリエーション ⑥-7 住宅・宅地 ⑦-2 水産業
<b>IV</b> [満足度低×重要度低] 維持・経過観察	①-1 市民協働・地域コミュニティ ③-7 交流 ⑥-3 集落地 ⑧-3 広域行政 ⑨-4 ひとの流れづくり	①-2 人権 ⑥-1 土地利用 ⑦-4 商業・サービス業 ⑨-2 DXの推進 ⑨-7 公共施設のマネジメント	①-3 男女共同参画 ⑥-2 市街地 ⑦-6 観光 ⑨-3 ダイバーシティ ⑨-6 官民連携の推進、民間活力

## 5. 神栖市の主なまちづくりの課題

社会情勢の変化、神栖市の現状、市民意識の動向等を踏まえ、本市の将来のまちづくりにおける主な課題として、以下の9点を整理します。

### ① 若者の定着、移住・定住の促進（生活利便性の向上と豊かなコミュニティ形成）

- 社会動態では、若者を中心に転入超過の傾向が続いており、全国的に少子高齢化が進む中において、いかにこれら若い転入者のまちへの定着（愛着）を図っていくかが大きな課題といえます。アンケート結果からは、若年層の定住理由として、「買物等の生活利便の向上」、「医療、子育て支援等の充実」等が上位となっており、暮らしの利便性と安心感を高める取組が求められています。

### ② 医療機能の確保による住み続けることができる地域形成（医療、福祉での安心の向上）

- 医療の確保・充実に対する市民ニーズは高く、全ての世代において暮らしの安心感を高め、居住継続の意向を高める上で、また新たな居住者を呼び込んでいく上で重要な課題となっています。

### ③ 産業立地機能の維持、強化（産業都市基盤の維持、まちづくりでの連携の強化）

- 茨城県内第1位、全国第28位<sup>\*</sup>の製造品出荷額等を誇る産業拠点の強みを堅持し、地域経済を牽引していくため、産業基盤の充実と雇用の確保に、引き続き取り組んでいく必要があります。また、産業都市として、まちづくりに関して民間企業と連携を強化していくことが望まれます。  
※県内順位、全国順位は、令和3年経済センサス-活動調査に基づく順位。

### ④ 防災、防犯の充実による安心・安全を感じる暮らし・地域の形成

- 頻発化、激甚化の傾向にある洪水等の自然災害に対する防災・減災の取組の強化と、犯罪のない地域社会を築いていくための防犯の取組の充実を図り、暮らし・地域の安心・安全を高めていく必要があります。

### ⑤ 交流・関係人口の創出（人を呼び込む魅力づくり、地域の枠を超えた関係づくり）

- 全国的に人口減少が進む中において、地域の活力を維持していくためには、これまでの定住・移住（居住、雇用）を中心とした人口確保策だけでなく、交流や活動といった関係機会（交流・関係人口）を、地域の活性化に結びつけていく視点が重要になっています。様々な分野で、広域連携も視野に入れながら、市外の人々と積極的に関係を築いていく取組を進めていく必要があります。

### ⑥ 交通弱者への対応、移動制約者への対応（公共交通網の充実、交通弱者対策の充実）

- 鉄道網がない本市においては、高齢者等の交通弱者に対しては、バス等の公共交通網の確保が必要となりますが、分散している地域拠点や人口密度の低い居住地の広がりなどの地域特性を踏まえながら、持続性の高い公共交通網を構築（交通弱者対策を充実）していくことが課題となっています。

### ⑦ 市域の各地域のバランスの取れた発展と融和（地域格差の解消、地域特性の一層の発揮）

- 市域は鹿島灘と利根川に沿って南北に長く広がり、南北に走る都市軸の周辺を中心に、各地域に生活拠点が分散立地する都市構造となっています。都市全体での都市機能の充実・発揮を図るとともに、各地域・拠点の機能・特性を活かした、各地域のバランスのとれた発展や調和にも留意したまちづくりの推進が必要です。

### ⑧ シビックプライドの醸成（愛着と誇りを高めるまちづくり）

- 市民アンケートでは、市に愛着・誇りを感じているのは73%と過半を占めますが、若年層では若干低くなっています。市の資源を活かした魅力づくりと情報発信を進めながら、市外へのアピールだけでなく、市民の我がまちに対する愛着や誇りを醸成していける取組も進めていく必要があります。市民の本市への定住意向や地域コミュニティへの参加意識（地域の絆）を高める上でも重要な取組となります。

### ⑨ 良質な居住地環境の維持・形成（市街地、景観・街並みの整備）

- 人口減少が進むことが予想される中において、居住地のコンパクト化・効率化に努めながら、空き家・空き地対策等、良質な居住地環境を維持・形成していくための取組が必要です。また、まちの顔となる市街地中心部や拠点施設における、良好な街並み・景観の形成が必要となっています。

